

令和6年10月分から児童手当の制度が変わります

1. 高校生年代まで手当が支給できるようになります

手当の支給対象が18歳年度末までの児童に拡大します。

令和6年3月に中学校を卒業した児童(H20.4.2～H21.4.1生まれ)は、令和6年10月から再び支給対象となります。

中学校修了により、令和6年3月分までで手当の支給が終了した方は、申請が必要です。
(公務員の方は勤務先で申請してください。)

	令和6年9月末まで		令和6年10月分から
0～2歳	15,000円		15,000円
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円
中学生	10,000円		10,000円
高校生年代	なし		10,000円
	所得制限あり		所得制限なし

※令和6年9月2日(月)から窓口・郵送での申請受付を開始します。

電子申請(ぴったりサービス)は、受付準備が完了次第、申請可能となります。(令和6年9月上旬受付開始予定)

2. 第3子以降の手当額が月額30,000円となります

請求者が養育している児童のうち、22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を、生まれの早い順から数えて第1子・第2子・第3子…とカウントし、高校生年代までの第3子以降は支給金額が月額30,000円に増額します。

18歳年度末から22歳年度末までの児童をカウント対象とするには、①日常生活上の世話をしていること(別居の場合は定期的な面会・連絡があること) ②仕送り等で児童の生計費を負担していることの確認書の提出が必要です。

3. 所得制限がなくなります

令和6年10月分からは所得制限が撤廃され、特例給付(児童1人あたり5,000円)を受給している人は、支給額が増額します。所得制限により手当を受給していない人は、新たに手当を受給できるようになります。

令和4年から令和6年に、所得超過により受給資格消滅となった人は申請が必要です。

※令和6年9月2日(月)から窓口・郵送での申請受付を開始します。(公務員の方は勤務先で申請してください。)

電子申請(ぴったりサービス)は、受付準備が完了次第、申請可能となります。(令和6年9月上旬受付開始予定)

4. 支給回数が年3回(4か月毎)から年6回(2か月毎)に変わります

令和6年12月から、偶数月(年6回)に前月・前々月の2か月分の手当を支給します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新高1世代(H20.4.2～H21.4.1生)受給資格消滅		支給【現行制度】2月～5月分 児童手当R6年度開始(R5年中の所得で審査) ※所得超過者消滅				支給【現行制度】6月～9月分		支給【制度改正後】10月・11月分
				案内発送	申請受付開始(R6.9月～)			
					申請受付			

富士宮市役所こども未来課子育て支援係
電話：0544-22-1146 (直通)